

○学校法人共愛学園指定職給与規程

(平成 30 年 7 月 27 日制定)

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人共愛学園の指定職（理事長、学園長、大学学長、中高校長、法人事務局長 以下「指定職」という）の給与に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の支給)

第 2 条 指定職の給与支給日は、毎月 21 日とし、その日が休日に当たるときは前日とする。

(給与月額)

第 3 条 指定職の給与月額は次に掲げる基準に基づき、指定職給与検討委員会が原案を作成し、理事会において決定する。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 理事長 | 県内国公立大学法人の役員報酬を参考に理事会において定めた額。
常勤（週 4 日以上勤務）の場合、月額 75 万円を基準とする。
非常勤（週 2 日以上 4 日未満勤務）の場合、月額 40 万円を基準とする。
非常勤（週 2 日未満勤務）の場合、月額 25 万円を基準とする。 |
| (2) 学園長 | 理事長、大学学長の給与を参考に理事会において定めた額。
小・中・高いずれかの校長と兼任で常勤（週 5 日以上勤務）の場合、月額 65 万円とする。
非常勤（週 3 日以上 5 日未満）の場合、月額 35 万円を基準とする。
非常勤（週 2 日未満）の場合、月額 20 万円を基準とする。 |
| (3) 大学学長 | 県内国公立大学法人の役員報酬を参考に理事会において定めた額。
常勤（週 3 日以上勤務）の場合、月額 75 万円を基準とする。
非常勤（週 3 日未満）の場合、月額 40 万円を基準とする。 |
| (4) 中学校長及び
高等学校長 | 理事長、大学学長の給与を参考に理事会において定めた額。
常勤の場合、月額 60 万円を基準とする。 |
| (5) 法人事務局長 | 理事長、大学学長の給与を参考に理事会において定めた額。
常勤の場合、月額 60 万円を基準とする。 |

(昇給)

第 4 条 指定職は 1 期（4 年間）終了後、理事会で審議の上月額 5 万円を限度に昇給することができる。

(給与額の増減)

第 5 条 指定職の給与の額は、社会情勢、部門の経営状況、当該指定職の業務実績等を総合的に勘案し、特別の事情があれば 100 分の 10 の範囲内でこれを増額し、または減額することができる。

2 上記の査定は指定職給与検討委員会で作成し、理事会において決定する。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 29 日から施行する。